

## 高松市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を、同条第9項及び第10項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年1月31日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	鍋	嶋	明	人
同	森	谷	忠	造
同	大	見	昌	弘



# 監査結果報告書

(定期監査・行政監査)

(平成30年1月31日)

<監査対象局>

**消防局・教育局**



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp



# 平成29年度定期監査及び行政監査の結果について

## 1 監査対象局及び所属別監査結果

### (1) 消防局

	所管課等	指摘	意見	合計
1	消防局	2	2	4
2	総務課	1		1
3	予防課	1		1
4	消防防災課			
5	情報指令課			
6	北消防署			
7	南消防署			
8	東消防署			
9	西消防署			
10	三木消防署			
	合計	4	2	6

#### 【指摘】

法令等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したものを。

#### 【意見】

組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたものを。

### (2) 教育局

	所管課等	指摘	意見	合計
1	教育局		3	3
2	総務課	1		1
3	学校教育課		5	5
4	保健体育課		2	2
5	保健体育課 (給食センター)			
6	生涯学習課		1	1
7	生涯学習課 (少年育成センター)		2	2
8	生涯学習課 (生涯学習センター)			
9	人権教育課			
10	中央図書館			
11	総合教育センター	3		3
12	高松第一高等学校	1		1
	合計	5	13	18

## 2 監査実施期間

平成29年10月26日から平成30年1月15日まで

## 3 監査対象事務

財務に関する事務の執行及び行政事務の執行

## 4 監査対象となる事務の執行年度

平成28年度及び平成29年度

## 5 監査の方法

前記監査対象事務について、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果を挙げる。）及び第15項（組織及び運営の合理化等）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかに意を用いた。

また、「平成29年度高松市監査実施計画」に掲げる重点取組事項として、「行財政改革計画等の検証」及び「市民目線に立つ行政監査」について、テーマを選定し、監査を実施した。

監査に当たっては、対象局から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施したほか、実地監査を行った。

## 6 監査の結果

監査の結果、事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められた。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

## 7 事情聴取（平成30年1月15日実施）の状況



監査委員による事情聴取の様子

# 平成29年度定期監査及び行政監査結果一覧（消防局・教育局）

H30.1.31

結果No.	区分※	項目	公表文 該当ページ	所管課等	
1	意見【重点】	行財政改革計画の進行管理について	P 7	教育局	
2	意見【重点】	団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理について	P 9	消防局	
3	意見【重点】	団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理について	P 10	教育局	
4	意見【重点】	団体育成・運営支援型補助金等のチェック体制の構築について	P 11		
5	意見【重点】	団体育成・運営支援型補助金等の重複受給防止について	P 12	教育局	生涯学習課 (少年育成センター)
6	意見【重点】	高等学校に対する補助金等の見直しについて	P 13		学校教育課
7	意見【重点】	学校給食会事業補助金の総合的な見直しについて	P 14		保健体育課
8	意見【重点】	こども農園事業補助金の総合的な見直しについて	P 15		生涯学習課
9	意見【重点】	青少年健全育成団体に対する補助金等の総合的な見直しについて	P 16		生涯学習課 (少年育成センター)
10	意見【重点】	標準処理期間の設定について	P 18	消防局	
11	指摘【重点】	許可証の送付について	P 19	消防局	予防課
12	意見	教職員による給食費等諸費の徴収事務について	P 21	教育局	学校教育課 保健体育課
13	意見	課題作品募集に係る取りまとめ事務について	P 22		学校教育課
14	意見	事務支援員の配置について	P 23		
15	指摘	休日勤務・時間外命令簿について	P 24	消防局	
16	指摘	休日勤務・時間外命令簿の集計について	P 25		
17	指摘	支払期日について	P 26	消防局	総務課
18	指摘	見積徴取の実施方法について	P 27	教育局	総務課
19	意見	イサム・ノグチ庭園美術館入館料に関する覚書について	P 28		学校教育課
20	指摘	発注簿に係る事務処理について	P 29		総合教育センター
21	指摘	非常勤嘱託職員採用に係る事務処理について	P 30		総合教育センター
22	指摘	出勤簿等に係る事務処理について	P 31		総合教育センター
23	指摘	発注簿に係る事務処理について	P 32		高松第一高等学校

- ※ 指摘 …… 法令等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。
- ※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。
- ※ 【重点】 …… 「平成29年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

≪参考≫平成29年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成29年度の重点取組事項

(1) 行財政改革計画等の検証

第6次高松市総合計画（平成28年度～35年度）及び第7次高松市行財政改革計画（平成28年度～31年度）がスタートして、早2年目を迎えることから、総合計画の着実な推進をサポートするとともに新たな行財政改革の方向性を示す計画として位置付けられている、第7次高松市行財政改革計画に登載された28年度の実施工程（目標値）に対して、どのような進行管理の下に実施されたのかを検証する監査を実施する。

また、上記以外の計画等に登載された事務事業についても、その実績や効果を検証する。

(2) 市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、これまでの監査実施計画に掲げた観点（※1）にも留意しながら、市民目線に立った行政監査を実施する。

市民目線に立った監査を推進するため、「市民満足度調査」や市民アンケート、事務局職員による現場調査などにより、市政に関する市民のニーズを的確に把握する。

行政監査のテーマについては、市民の関心の高いもの、又は日常生活に密着しているものに着目して選定する。

※1 これまでの監査実施計画に掲げた観点は、次の5点です。

ア 事務事業は市民のニーズに対応しているか。

イ 経済性、効率性及び有効性（いわゆる3E）が確保された事務事業が執行されているか。

ウ 市の発信する情報が、ホームページ等の各種媒体で、適正に提供されているか。

エ 市民に提示した市の取組方針（議会答弁、各種計画、公表文等）が、着実に実行されているか。

オ 市が実施する施策が、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっているか。

平成29年度 高松市監査実施計画へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/gaiyou/keikaku/keikaku29.pdf>

## 行財政改革計画の検証

### 1 テーマ及び監査のポイント

平成28年度から、第6次高松市総合計画（平成28年度～35年度）及び第7次高松市行財政改革計画（平成28年度～31年度）がスタートしているが、総合計画の着実な推進をサポートするとともに新たな行財政改革の方向性を示す計画として位置付けられている、第7次高松市行財政改革計画に登載された28年度の実施工程（目標値）が、適切に進行管理されていたかについて監査した。

なお、監査対象は、消防局及び教育局である。

### 2 監査の方法

平成28年度の進行管理の状況について、人事課行政改革推進室発行の「第7次高松市行財政改革計画平成28年度実績報告書」その他関係資料で確認した。また、必要に応じ口頭でも照会した。

### 3 監査結果

第7次高松市行財政改革計画に登載している実施項目

（消防局所管分）

実施項目	所管課	平成28年度実績
(1) 廃棄消防車両の売却	消防局総務課	◎
(2) 消防屯所整備計画の推進		○
(3) 消防施設維持管理の適正化		○
(4) 自主防災組織の育成強化	予防課	○
(5) 応急手当普及啓発活動の推進	消防防災課	◎

(教育局所管分)

実施項目	所管課	平成28年度実績
(1) 学校給食調理場の整備及び運営方法の検討	保健体育課	△
(2) コミュニティセンター等講座事業の見直し	生涯学習課 (生涯学習センター)	△
(3) 生涯学習センターの効率的運営及び利用率等の向上		△
(4) コミュニティセンター等講座事業		—
(5) 図書館運営事業(ほか関連1事業)	中央図書館	—
(6) 教育資金支援事業	学校教育課	—

- ◎：実施工程(目標値)を大幅に上回っているもの
- ：実施工程(目標値)を達成しているもの
- △：実施工程の進捗状況が予定よりやや遅れているもの
- ：今年度より追加登載されたもの

#### 4 平成28年度の実施工程(目標値)を大幅に上回り、着実に成果を上げている実施内容

消防局における「廃棄消防車両の売却」及び「応急手当普及啓発活動の推進」については平成28年度実績が実施工程を大幅に上回り、着実に成果を上げていることが認められた。

実施項目	平成28年度 実施工程(目標値)	平成28年度実績
廃棄消防車両の売却	売却台数 6台 効果額 36千円	売却台数7台 (消防車6台 救急車1台) 効果額 634千円
応急手当普及啓発活動の推進	資格講習 100回 まちかど救急ステーション 新規認定 10箇所	資格講習 150回 まちかど救急ステーション 新規認定 22箇所

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.1

監査実施年度／対象局等	平成29年度／教育局
-------------	------------

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
所管課等	教育局	区分	意見【重点】
意見の項目	行財政改革計画の進行管理について		
意見を付す理由	第7次高松市行財政改革計画に登載している「学校給食調理場の整備及び運営方法の検討」、「コミュニティセンター等講座事業の見直し」及び「生涯学習センターの効率的運営及び利用率等の向上」の3実施項目について、実施工程（目標値）の遅れが認められた。		

意見	平成28年度において実施工程（目標値）の進捗状況に遅れの認められた実施項目については、計画期間内において実施工程を達成するための方策を見直すなどされたい。
----	---

実績	実施項目	平成28年度 実施工程（目標値）	平成28年度実績
	(1) 学校給食調理場の整備及び運営方法の検討	① 用地購入・建物実施計画・造成計画 ② 委託化実施の検討	① 事業認定手続の完了及び基本設計が完成 ② 検討
	(2) コミュニティセンター等講座事業の見直し	(まなびの場づくり事業の実施) 25コミュニティセンター	19コミュニティセンター
	(3) 生涯学習センターの効率的運営及び利用率等の向上	(生涯学習センター全体の利用率) 51.5パーセント	48.5パーセント

## 高松市の補助金等の見直しについて

### 1 テーマ及び監査のポイント

補助金等の支出に当たっては、地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されるとおり、何より公益性が求められる。一方、補助の長期化は、既得権益化を助長し公益性を損なうことになるため、不断の見直しが必要である。

本市の補助金等は、性質により、「団体育成・運営支援型補助金等」、「イベント開催補助金等」、「事業支援型補助金等」、「負担軽減型補助金等」、「法令、協定等により負担割合等が定まっている補助金等」、「本来、市が行うべき事業に対する補助金等」の6つに大きく分類される。

監査委員は、この内、補助基準が不明確で、補助が常態化しやすい団体育成・運営支援型補助金等を中心に、「高松市の補助金等の見直しについて」をテーマとして、市民目線の立場に立ち、書面及び実地監査を行った。

なお、監査対象は、消防局及び教育局である。

### 2 監査の方法

- (1) 現地調査  
補助事業者に出向き、補助金等の執行状況を中心に、聞き取り調査を行った。
- (2) 書類確認  
消防局及び教育局各課が起案した決裁等を確認し、補助金等の内容及び過去5年間の執行状況を調査した。
- (3) 市議会での質問と市長等の答弁内容の確認

### 3 本市における補助金等の特色

近年、本市における補助金等の交付件数及び補助金額は概ね減少傾向にあり、平成29年度当初予算では、532件、約67億4千万円の補助金等が、各種団体等に交付されている。

また、平成16年9月に「高松市補助金等交付システム見直し基準」を、平成22年10月に「高松市補助金等の見直し方針」を策定し、毎年度の予算編成時等に補助金等の見直しを実施しているところである。



# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.2

監査実施年度／対象局等

平成29年度／消防局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
所管課等	消防局	区分	意見【重点】
意見の項目	団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理について		
意見を付す理由	団体育成・運営支援型補助金等について調査したところ、3年以上補助金額の減額等の措置が講じられていないものが3件確認でき、全て10年以上補助が継続するなど、事業の廃止又は事業支援型補助金等への早急な移行が求められる状況である。		
意見	補助の廃止又は事業支援型補助金等への移行を前提として、補助対象経費の見直し期限等を設定したロードマップを策定するなど、団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理方策を検討されたい。		
根拠法令・通知等	高松市補助金等の見直し方針5－（1）		
内容	<p>団体育成・運営支援型補助金等（団体の育成、存続を目的として、団体運営経費の全部又は一部を補助するもの）については、自立が見込まれない、又は事業効果が上がらないものについては廃止する。</p> <p>なお、廃止しない場合は、補助対象経費を見直し、減額するとともに、3年以内に「事業支援型補助金等」へ移行する。</p>		

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.3

監査実施年度／対象局等

平成29年度／教育局

告示番号

高松市監査委員告示第4号

告示日

平成30年1月31日

所管課等

教育局

区分

意見【重点】

意見の項目

団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理について

意見を付す理由

団体育成・運営支援型補助金等について調査したところ、3年以上補助金額の減額等の措置が講じられていないものが7件確認でき、全て10年以上補助が継続するなど、事業の廃止又は事業支援型補助金等への早急な移行が求められる状況である。

意見

補助の廃止又は事業支援型補助金等への移行を前提として、補助対象経費の見直し期限等を設定したロードマップを策定するなど、団体育成・運営支援型補助金等の見直しに係る進行管理方策を検討されたい。

根拠法令・通知等

高松市補助金等の見直し方針5-(1)

内容

団体育成・運営支援型補助金等（団体の育成、存続を目的として、団体運営経費の全部又は一部を補助するもの）については、自立が見込まれない、又は事業効果が上がらないものについては廃止する。  
なお、廃止しない場合は、補助対象経費を見直し、減額するとともに、3年以内に「事業支援型補助金等」へ移行する。

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.4

監査実施年度／対象局等

平成29年度／教育局

告示番号

高松市監査委員告示第4号

告示日

平成30年1月31日

所管課等

教育局

区分

意見【重点】

意見の項目

団体育成・運営支援型補助金等のチェック体制の構築について

意見を付す理由

団体育成・運営支援型補助金等の補助事業者からの実績報告書類を確認したところ、実績報告時に補助金額を上回る預金や繰越金等が発生している状況で、補助金の交付を行っている事例が、3件確認できた。  
また、高松市補助金等交付規則では、交付申請時及び実績報告時において、財産目録等資産が分かる書類の提出は任意とされているため、財務状況のチェックが十分に行えていない状況が見受けられる。  
加えて、事情聴取の結果、補助金交付に際し、保有財産の許容範囲が明確に定められていないことが明らかになった。

意見

補助事業者に対し、交付申請時及び実績報告時に財産目録等資産が分かる書類の提出を義務付けるとともに、補助事業者の財務状況を踏まえた補助金額の算定を行うなど、団体育成・運営支援型補助金等のチェック体制の構築を検討されたい。

根拠法令・通知等

高松市補助金等の見直し方針2－(3)

内容

補助金等の見直しに当たっては、事業の公益性・必要性、効果性、適格性、及び妥当性の4つの視点に留意し、検証を行うものとする。  
(3) 適格性  
ア 交付先団体等の会計処理及び補助金等の用途が適切であること。  
イ 補助金等の額が、その団体等の繰越金額及び活動費と比べて適正であること。

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.5

監査実施年度／対象局等

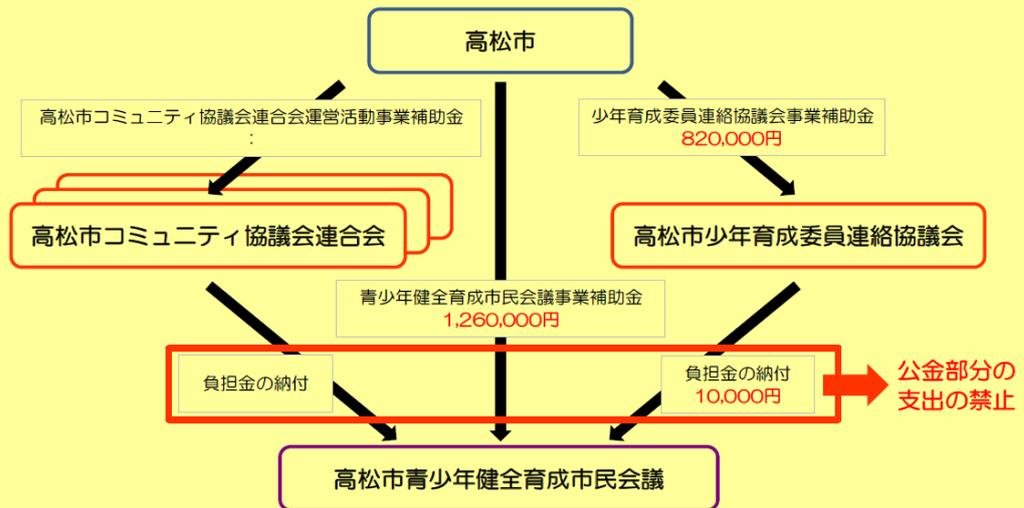
平成29年度／教育局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
所管課等	生涯学習課 (少年育成センター)	区分	意見【重点】
意見の項目	団体育成・運営支援型補助金等の重複受給防止について		
意見を付す理由	団体育成・運営支援型補助金等の補助事業者の一部では、同様の補助金等を受ける別の補助事業者から、負担金という名目で運営経費の助成を受けるなど、事実上、補助金の重複受給が見受けられる。		

意見

補助金等交付決定通知書の交付条件に、団体育成・運営支援型補助金等の交付を受ける者への支出の禁止を明記するなど、団体育成・運営支援型補助金等の重複受給防止について検討されたい。

団体育成・運営支援型補助金等の重複受給の概要図



# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.6

監査実施年度／対象局等

平成29年度／教育局

告示番号

高松市監査委員告示第4号

告示日

平成30年1月31日

所管課等

学校教育課

区分

意見【重点】

意見の項目

高等学校に対する補助金等の見直しについて

意見を付す理由

香川県立及び私立高等学校の主管庁である香川県は、県立高校の管理運営を行っている。一方、本市は、定時制教育振興会補助事業として定時制課程のある県立高等学校に対し、校内行事に要する経費を補助しており、市単独で補助することの妥当性に疑問がある。

また、香川県は、国からの私立高等学校等経常費助成費補助金を活用し、私立高等学校に対し、経常費補助や教職員研修費補助等を行っている。一方、本市は、私立高等学校教育研究会補助事業として本市内にある私立高等学校に対し、学校経営や従業員育成に関する研修経費を補助しており、補助内容の重複が見受けられる。

意見

香川県立及び私立高等学校の主管庁である香川県と連携し、適正な補助の方法又は補助対象経費を設定するなど、高等学校に対する補助金等の見直しを検討されたい。

### 高等学校に対する補助事業の概要図



根拠法令・通知等

高松市補助金等の見直し方針2-(4)

内容

補助金等の見直しに当たっては、事業の公益性・必要性、効果性、適格性、及び妥当性の4つの視点に留意し、検証を行うものとする。

(4) 妥当性

ア 補助対象経費の範囲は妥当であること。

イ 類似の事業や補助目的を同一にするものが他にないこと。

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.7

監査実施年度／対象局等

平成29年度／教育局

告示番号

高松市監査委員告示第4号

告示日

平成30年1月31日

所管課等

保健体育課

区分

意見【重点】

意見の項目

学校給食会事業補助金の総合的な見直しについて

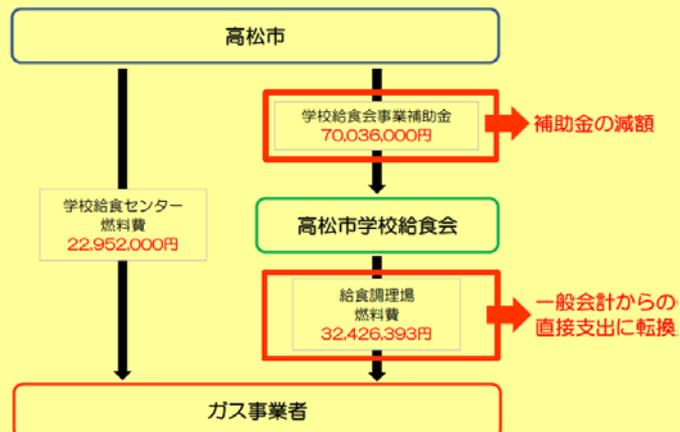
意見を付す理由

学校給食会事業補助金は、公益財団法人高松市学校給食会に対し、運営経費を補助するものであるが、同会は、同補助金の一部を活用し、本来本市が支出すべきである給食調理場の燃料費を、業者に支払っている状況が見受けられる。  
一方、目的が同一である学校給食センターの燃料費については、本市の一般会計から支出している状況である。

意見

給食調理場の燃料費を一般会計からの直接支出に転換するとともに、学校給食会事業補助金を減額するなど、学校給食会事業補助金の総合的な見直しを検討されたい。

学校給食会事業の概要図



根拠法令・通知等

学校給食の実施に関する事務処理および指導の指針について2-(5)-②  
(昭和48年6月 文部省体育局通知)

内容

学校給食に要する経費の負担については、関係法令の規定により施設整備費および職員の人件費は学校の設置者の負担とされている。したがって、施設整備費および職員の人件費は保護者の負担に転嫁することのないよう学校給食費の保護者負担の適正化に努めること。  
なお、光熱水費については学校の設置者の負担とすることが望ましいこと。

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.8

監査実施年度／対象局等

平成29年度／教育局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
所管課等 (関係課)	生涯学習課 (農林水産課)	区分	意見【重点】
意見の項目	こども農園事業補助金の総合的な見直しについて		
意見を付す理由	<p>こども農園事業補助金は、農作業体験の場として当該農園を設置する農家に対し、農園の開設又は管理経費を補助するものであるが、農林水産課が行う市民農園整備事業補助金と目的及び手段が類似している。</p> <p>また、当該農園設置者の一部では、「収穫した米は、イベントに使用する予定」である旨記載した状況報告書を本市に提出し当該補助金を受給する一方、同一の農地において、水稻を生産・販売し国の経営所得安定対策等交付金を受給するなど、本市又は国に矛盾した内容の報告を行っている。しかし、所管課である生涯学習課ではその実態を把握できず、補助金を交付している状況が見受けられる。</p> <p>一方、農林水産課では、国、香川県及び香川県農業協同組合等と連携し、農家に対する支援・指導のほか、農産物の生産から販売に至るまでの状況把握等を行っているところである。</p>		

意見	<p>関係課と協議の上、こども農園事業の所管替えを行うとともに、市民農園整備事業との運用の一体化を図るなど、こども農園事業補助金の総合的な見直しを検討されたい。</p> <p style="text-align: center;">こども農園事業の概要図</p> <pre> graph TD     A[農林水産省] --&gt; B[経営所得安定対策等交付金 2,250円(推計) 農産物の生産・販売に対し補助]     C[高松市] --&gt; D[こども農園事業補助金 16,300円 農園の開設経費等に対し補助]     C --&gt; E[市民農園整備事業補助金 1,536,000円 農園の開設経費等に対し補助]     B --&gt; F[こども農園設置者]     D --&gt; F     E --&gt; G[市民農園開設者]     F &lt;--&gt; 利用契約  H[こども農園利用者]     G &lt;--&gt; 利用契約  I[市民農園利用者]     E -.-&gt; J[農林水産課に所管替えし、 事業の一体的運用]     </pre>
----	--

根拠法令・通知等	高松市補助金等の見直し方針2-(4)
内容	<p>補助金等の見直しに当たっては、事業の公益性・必要性、効果性、適格性、及び妥当性の4つの視点に留意し、検証を行うものとする。</p> <p>(4) 妥当性</p> <p>ア 補助対象経費の範囲は妥当であること。</p> <p>イ 類似の事業や補助目的を同一にするものが他にないこと。</p>

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.9

監査実施年度／対象局等

平成29年度／教育局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
所管課等	生涯学習課 (少年育成センター)	区分	意見【重点】
意見の項目	青少年健全育成団体に対する補助金等の総合的な見直しについて		
意見を付す理由	<p>高松市少年育成委員連絡協議会及び高松市青少年健全育成市民会議は、ともに事務局を本市少年育成センターに置き、イベントを始め、理事会、広報啓発用品の作成等を合同で行うなど、両団体の事業内容の大部分で重複が見受けられる。そうした中、本市は、両団体に対し、団体育成・運営支援型補助金等を交付しており、補助が妥当であるとは言い難い。</p> <p>また、高松市少年育成委員連絡協議会は、高松市長から委嘱された特別職の非常勤嘱託職員である少年育成委員をもって構成される任意団体であるが、同団体に対する補助金等には、少年育成委員の研修参加費が含まれており、事実上、同委員への間接補助となっている状況が見受けられる。</p> <p>一方、少年育成委員の資質の向上は、同委員の委嘱を行う本市の責務であり、研修に係る旅費についても、本市から直接支給することが妥当であると思われる。</p>		

意見	<p>少年育成委員に対する研修参加に係る旅費を本市からの直接支給に転換するとともに、少年育成委員連絡協議会事業補助金と青少年健全育成市民会議事業補助金を整理統合するなど、青少年健全育成団体に対する補助金等の総合的な見直しを検討されたい。</p> <p>青少年健全育成団体に対する補助事業の概要</p> <pre> graph TD     City[高松市] -- "活動経費の支給 4,659,700円" --&gt; Committees[少年育成委員]     City -- "少年育成委員連絡協議会事業補助金 820,000円" --&gt; Assoc[高松市少年育成委員連絡協議会]     City -- "青少年健全育成市民会議事業補助金 1,260,000円" --&gt; Council[高松市青少年健全育成市民会議]     Committees -- "負担金の納付 686,000円" --&gt; Assoc     Assoc &lt;--&gt;  "事業内容が重複"  Council     </pre> <p>→ 少年育成委員への直接支給に統一 → 補助金の整理統合</p>
----	--

根拠法令・通知等	高松市補助金等の見直し方針2-(4)
内容	<p>補助金等の見直しに当たっては、事業の公益性・必要性、効果性、適格性、及び妥当性の4つの視点に留意し、検証を行うものとする。</p> <p>(4) 妥当性</p> <p>ア 補助対象経費の範囲は妥当であること。</p> <p>イ 類似の事業や補助目的を同一にするものが他にないこと。</p>

## 許認可事務の適正な運用について

### 1 テーマ及び監査のポイント

許認可事務は市民の生活や経済活動に密接に関わるものであり、公平性及び事務の迅速性が求められているところである。そのため、許認可事務について法令に基づいて効率的かつ迅速に行われているかを主眼に監査を実施した。

なお、消防局では多種の許認可事務を行っているが、監査資源（監査の人員や時間等）に制約があるため、試査によるものとし、監査対象は比較的多くの許認可事務を行っている消防局予防課を対象として監査を実施した。

### 2 監査の方法

(1) 書類確認

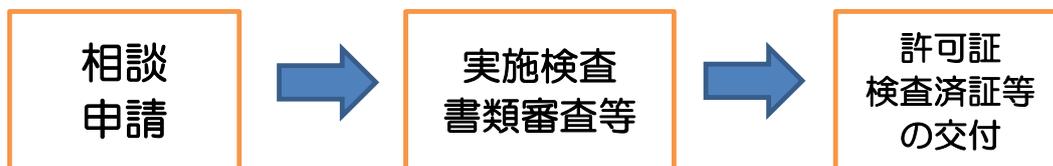
対象課（予防課）が起案した決裁等を確認した。

(2) 現地調査

対象課（予防課）を訪問し、関係職員にヒアリングを行った。

### 3 対象課（予防課）で行っている許認可事務

対象課（予防課）では主に、危険物製造所設置許可、危険物製造所変更許可、危険物製造所仮使用承認、防災管理点検報告特例認定、消防用設備等設置の特例基準適用認定、表示マーク交付認定を行っている。また、査察等において法令違反が認められた場合は措置命令等の行政処分を行っている。



### 4 付言

今回は、消防局を対象に監査を実施したが、許認可事務を実施する他課においても、今回の監査結果を参考とされることを期待するものである。

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.10

監査実施年度／対象局等

平成29年度／消防局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
所管課等	消防局	区分	意見【重点】
意見の項目	標準処理期間の設定について		
意見を付す理由	高松市行政手続条例において、行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは公にしておかなければならないと規定しているが、本市消防局では火災予防事務を含めた許認可事務について、標準処理期間を設定していない状況である。		
意見	許認可事務について、標準処理期間を定めることを検討されたい。		
根拠法令・通知等	高松市行政手続条例第6条		
内容	<p>（標準処理期間）</p> <p>行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。</p>		

# 行政監査（重点取組事項）結果

結果No.

No.11

監査実施年度／対象局等

平成29年度／消防局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
所管課等	予防課	区分	指摘【重点】
指摘の項目	許可証の送付について		
指摘する理由	決裁を行った文書と申請者に送付する文書に不一致が生じている、不適正な事務処理を行ったものが見受けられた。		
指摘	決裁を行った文書と申請者に送付する文書について不一致が生じないよう適正な事務処理を行うとともに、実効性のあるチェック体制を構築されたい。		

## 高松市立小・中学校教職員の長時間勤務の改善について

### 1 テーマ及び監査のポイント

教職員の長時間勤務については近年、社会的問題となっていることから、本市における教職員の勤務状況について調査することとした。

また、教職員の本来の職務は、児童生徒と向き合いその教育に携わることであるが、それ以外の事務的業務が負担となり、勤務時間の増加に影響していないか、負担軽減に繋がる改善策がないかを着眼点として監査を実施した。

なお、監査対象は、教育局である。

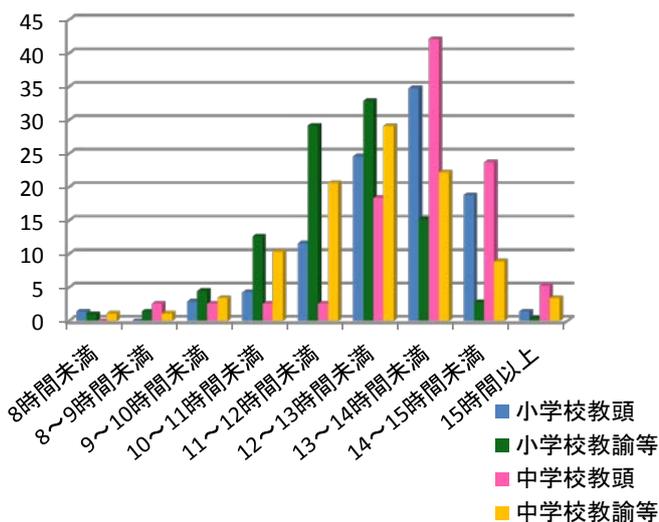
### 2 監査の方法

- (1) 教育委員会の実施した教職員の勤務状況調査の集計結果の分析
- (2) 学校教育課において関係職員へのヒアリングの実施

### 3 勤務状況について

#### (1) 平日の一日当たりの学内勤務時間

(単位)%



#### (2) 平日の放課後・時間外に行った業務内容(上位5位)

- ◎小学校教諭等
  - 1 授業準備
  - 2 成績処理
  - 3 学年・学級経営
  - 4 会議・打ち合わせ
  - 5 学習指導
- ◎中学校教諭等
  - 1 部活動・クラブ活動
  - 2 授業準備
  - 3 成績処理
  - 4 学年・学級経営
  - 5 生徒指導

<出典>  
高松市教育委員会  
提供データ

※小中学校ともに、平日の学内勤務時間が12時間を超えている教頭、教諭等の割合が50パーセントを超えている。

※勤務状況調査期間：平成29年6月9日(金)から6月30日(金)までのうち、学校行事等の影響がより少ない通常の一週間で各学校で決定し実施。

# 行政監査結果

結果No.

No.12

監査実施年度／対象局等

平成29年度／教育局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
所管課等	学校教育課 保健体育課	区分	意見
意見の項目	教職員による給食費等諸費の徴収事務について		
意見を付す理由	給食費等諸費の徴収事務については、子どもと向き合い、教育に携わるという教職員の本来の業務と直接関わりのないものであるが、これを事務負担することで教職員の業務量が増加し、長時間勤務の一因となっている。		

意見	<p>学校給食費については公会計化を検討するなど、その徴収事務を教職員の業務から切り離されたい。</p> <p>また、その他の諸費徴収事務についても、事務支援員の配置など業務改善により教職員の業務から切り離し、事務負担を軽減されたい。</p>
----	---

参考	<p>学校現場における業務の適正化に向けて (文部科学省通知 平成28年6月17日付け 別紙報告書一部抜粋)</p>
内容	<p>(2) 学校給食費などの学校徴収金会計業務の負担から教員を解放する</p> <p>○学校給食費等の学校徴収金は、多くの学校において、その徴収・管理業務を教員が担っている状況がある。とりわけ、未納者が多い学校では、未納金の徴収について、教員に大きな負担が生じている状況である。文部科学省の調査においても、給食費の集金や支払、未納者への対応等への負担感が高いことが明らかとなっている。</p> <p>○一方、学校給食費を公会計化し、徴収・管理等の業務を教育委員会や首長部局に移行した自治体においては、教員の時間的かつ精神的な負担が大きく減少しているほか、一般会計に組み入れられることにより、会計業務の透明性が図られるとともに、年間を通じて安定した食材調達等が可能となったなどの効果が報告されている。</p> <p>○こうした状況等を踏まえ、学校現場の負担軽減等の観点から、教員の業務としてではなく、学校を設置する地方自治体が自らの業務として学校給食費の徴収・管理の責任を負っていくことが望ましい。このため、地方自治体の会計ルールの整備や徴収員の配置の促進、徴収・管理システムの整備など、学校を設置する地方自治体等が学校給食費の徴収・管理業務を行うために必要な環境整備を推進する必要がある。</p> <p>○また、学用品や修学旅行費等の学校徴収金の徴収・管理業務についても、課題を整理した上で、学校給食費と同様に必要な環境整備を推進する必要がある。</p>

# 行政監査結果

結果No.

No.13

監査実施年度／対象局等

平成29年度／教育局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
所管課等	学校教育課	区分	意見
意見の項目	課題作品募集に係る取りまとめ事務について		
意見を付す理由	数多くある課題作品募集については、関係課・関連団体等から個々に、各小中学校に提出依頼がされ、児童への周知、作品の選考や出品に係る事務が全て教職員に委ねられており、大きな負担となっている。		
意見	課題作品募集に係る取りまとめ事務については、学校を介さず個人が自由に応募できるよう関連団体に働きかけるなど、教職員の事務負担を軽減されたい。		

# 行政監査結果

結果No.

No.14

監査実施年度／対象局等

平成29年度／教育局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
所管課等	学校教育課	区分	意見
意見の項目	事務支援員の配置について		
意見を付す理由	教職員の長時間勤務については、近年の社会問題になっているほか、本市においても教職員への勤務状況調査の結果から長時間勤務が常態化していることが明らかとなっている。事務支援員を配置することで、事務負担の軽減、長時間勤務の改善につながると考えられる。		
意見	本市全体の教職員の長時間勤務を解消するため、教職員の事務を支援できる人員を配置されたい。		

## 定期監査・行政監査結果（消防局・教育局）

結果No.

No.15

監査実施年度／対象局等

平成29年度／消防局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
所管課等	消防局	区分	指摘
指摘の項目	休日勤務・時間外命令簿について		
指摘する理由	<p>実地調査を行ったところ、消防局では時間外勤務命令を受けた職員が、表計算ソフトによって作成した休日勤務・時間外命令簿に各自入力をし、月単位で出力したものに、まとめて押印し決裁を行っていることが確認された。</p>		

指摘

時間外勤務を行う場合はその都度、開始・終了の時刻を休日勤務・時間外命令簿に記入し、確認者の押印を受けるよう適正に事務処理されたい。

根拠法令・通知等①

高松市職員服務規程第19条第2項及び第3項

内容①

（休日勤務及び時間外勤務）  
 2 前項の規定により勤務を命ぜられたときは、庶務管理システムに所要事項を入力し、決裁を受けなければならない。ただし、これにより難しい場合は、休日勤務・時間外勤務命令簿（様式第21号）により決裁を受けなければならない。  
 3 職員は、休日勤務又は時間外勤務を命ぜられたときは、その勤務の開始及び終了をあらかじめ所属長が指名した職員に告げ、勤務の開始・終了時刻の確認を受けなければならない。

根拠法令・通知等②

職員の時間外勤務等の取扱要領第10条

内容②

時間外勤務等を命ぜられた職員は、勤務した後、その勤務の開始及び終了時刻をあらかじめ所属長が指名した職員の確認後庶務管理システムに入力し、翌日以後において速やかに所属長の確認を受けること。命令簿による場合は、勤務した後、あらかじめ所属長が指名した職員の確認の押印を受け、翌日以後において速やかに所属の時間外勤務等取扱主任の確認の押印を受けること。

# 定期監査・行政監査結果（消防局・教育局）

結果No.

No.16

監査実施年度／対象局等

平成29年度／消防局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
所管課等	消防局	区分	指摘
指摘の項目	休日勤務・時間外命令簿の集計について		
指摘する理由	休日勤務・時間外命令簿について集計誤りが見受けられた。		

指摘	職員の時間外勤務手当については、時間外勤務命令簿の集計誤りが見受けられたので、適正に事務処理されたい。
----	---

# 定期監査・行政監査結果（消防局・教育局）

結果No.

No.17

監査実施年度／対象局等

平成29年度／消防局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
所管課等	総務課	区分	指摘
指摘の項目	支払期日について		
指摘する理由	契約書等を結んでいない契約において、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払が完了していないものが見受けられた。		

指摘	契約書等を結んでいない契約においては、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払が完了するよう審査体制を強化し、適正に事務処理されたい。
----	---

根拠法令・通知等	政府契約の支払遅延防止等に関する法律第10条
内容	<p>（定めをしなかった場合）</p> <p>政府契約の当事者が第4条ただし書きの規定により、同条第1号から第3号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第1号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨通知を受けた日から10日以内の日、同条第2号の時期は、相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなし、同条第3号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第8条の計算の例に準じ同条第1項の財務大臣の決定する率をもつて計算した金額と定めたものとみなす。</p>

# 定期監査・行政監査結果（消防局・教育局）

結果No.

No.18

監査実施年度／対象局等

平成29年度／教育局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
所管課等	総務課	区分	指摘
指摘の項目	見積徴取の実施方法について		
指摘する理由	平成28年度の「高松市立円座小学校ほかハト駆除業務委託」については、入札参加資格者名簿に登録のある業者への事前アンケート結果による一者随意契約が締結されているが、アンケート結果からは業務全体に対する費用対効果について十分な判断ができない。		
指摘	見積徴取の実施に当たっては、契約書、仕様書により業務内容を明確に示した上で、業務全体の経費が明らかとなるよう複数者からの見積徴取を実施されたい。		
根拠法令・通知等	高松市契約規則第18条の2		
内容	<p>（見積書の徴取）</p> <p>市長は、随意契約により契約を締結しようとする場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示して、2以上の者から見積書を徴さなければならない。</p> <p>（以下略）</p>		

# 定期監査・行政監査結果（消防局・教育局）

結果No.

No.19

監査実施年度／対象局等

平成29年度／教育局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
所管課等	学校教育課	区分	意見
意見の項目	イサム・ノグチ庭園美術館入館料に関する覚書について		
意見を付す理由	イサム・ノグチ庭園美術館入館料について、校外学習として利用する際に有料となる教諭分は、覚書を交わすことで利用人数にかかわらず年間5万円の固定費用を支払っているが、最近3年間の実績では、平成26年が22人、27年は8人、28年は4人と低迷しており、実費（1人2,000円）で支払った場合と比較して高額になっている。		
意見	利用者数が低迷していることから、覚書の締結も含め事業そのものの在り方について検討されたい。		

# 定期監査・行政監査結果（消防局・教育局）

結果No.

No.20

監査実施年度／対象局等

平成29年度／教育局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
所管課等	総合教育センター	区分	指摘
指摘の項目	発注簿に係る事務処理について		
指摘する理由	発注簿に係る適切でない事務処理については、過去の定期監査結果において改善を求めていたが、今回の定期監査においても、安易に書類を修正しているなど、依然として適正でない処理が散見された。		
指摘	発注簿等財務処理要領の遵守について、再度、周知徹底を図るとともに、管理職員を中心とした実効性のあるチェック体制を構築されるなど、適正に事務処理されたい。		
根拠法令・通知等	発注簿等財務処理要領4(1)		
内容	4 発注簿等に係る財務処理に当たっての留意事項 (1) 発注簿等による発注に当たっては、これが事実上の支出負担行為であると認識しなければならない。		

# 定期監査・行政監査結果（消防局・教育局）

結果No.

No.21

監査実施年度／対象局等

平成29年度／教育局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
所管課等	総合教育センター	区分	指摘
指摘の項目	非常勤嘱託職員採用に係る事務処理について		
指摘する理由	非常勤嘱託職員の採用（継続）に係る決裁において、過去に受理した書類を安易に修正して処理したため、決裁の内容と採用予定者の実情とが合致していなかった。		
指摘	非常勤嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する要綱の遵守について周知徹底を図るとともに、管理職員を中心とした実効性のあるチェック体制を構築されるなど、適正に事務処理されたい。		
根拠法令・通知等	高松市非常勤嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する要綱第4条第2項		
内容	（委嘱） 2 嘱託職員として委嘱を受けようとする者は、履歴書その他任命権者が必要があると認める書類を任命権者に提出しなければならない。		

# 定期監査・行政監査結果（消防局・教育局）

結果No.

No.22

監査実施年度／対象局等

平成29年度／教育局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
所管課等	総合教育センター	区分	指摘
指摘の項目	出勤簿等に係る事務処理について		
指摘する理由	非常勤嘱託職員の出勤簿等に係る取扱手続について確認したところ、適正でない事務処理が散見された。		

指摘	出勤簿整理要領の遵守について周知徹底を図るとともに、管理職員を中心とした実効性のあるチェック体制を構築されるなど、適正に事務処理されたい。
----	---

根拠法令・通知等	出勤簿整理要領
内容	<p>（休暇等の整理）</p> <p>3 職員が別表の左欄に該当する場合は、右欄の略称を出勤簿の該当日の箇所に青書すること。ただし、出勤の場合は、朱書すること。</p> <p>（毎月の処理）</p> <p>10 出勤簿に整理した事項の日（回、時間）数は、翌月直ちに出勤簿の該当月の「小計」欄に種類別に集計して記入すること。この場合、該当する欄がないものについては、空欄を利用して記入すること。</p> <p>（発令事項）</p> <p>13 採用、休職、停職及び退職等を発令された職員並びに昇格等により職名を変更された職員については、その発令（変更）年月日又は期間を該当欄に記入すること。</p>

# 定期監査・行政監査結果（消防局・教育局）

結果No.

No.23

監査実施年度／対象局等

平成29年度／教育局

告示番号	高松市監査委員告示第4号	告示日	平成30年1月31日
所管課等	高松第一高等学校	区分	指摘
指摘の項目	発注簿に係る事務処理について		
指摘する理由	発注簿に係る適切でない事務処理については、過去の定期監査結果において改善を求めていたが、今回の定期監査においても、依然として適正でない処理が散見された。		
指摘	発注簿等財務処理要領の遵守について、再度、周知徹底を図るとともに、管理職員を中心とした実効性のあるチェック体制を構築されるなど、適正に事務処理されたい。		
根拠法令・通知等	発注簿等財務処理要領4(1)		
内容	4 発注簿等に係る財務処理に当たっての留意事項 (1) 発注簿等による発注に当たっては、これが事実上の支出負担行為であると認識しなければならない。		